

小樽市立潮見台中学校 部活動ガイドライン

令和2年度版

* 部活動の意義

- ・中学校で行われている部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った子どもたちが、学級や学年の枠をこえて集まって、自発的・自主的に行う活動であり、学校教育においてきわめて有意義な役割を担っています。楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくためにも、大切な活動です。

1. 部活動の位置付け

- ・部活動は、教育課程（学校の教育計画）外の学校教育活動であるが、【学習指導要領】の部活動の意義を鑑み、本校の教育活動の一環として実施する。

2. 部活動の目標

- ① 個性の伸長
共通の趣味、特技を追求することにより、知識を深め技能を高める。
- ② 自主的生活態度の育成
余暇の善用を図り、自律的・自主的な生活態度を養う。
- ③ 望ましい人間関係などの育成
先輩・後輩の望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身につけ、社会性を養う。

3. 開設する部について

- ① 設置条件
 - ア、体育系は大会（中体連団体戦）に出場できる人数がいること
 - イ、部活動設立にあたっては、学校に活動施設があること
 - ウ、部活動の指導が可能な顧問がいること
 - エ、他校との合同チームについてはその時点で検討する
※合同チーム状態が2年間継続した場合、その次年度以降は廃部として検討する。
- ② 設置方法
 - ア、部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、生徒の希望調査結果等を参考にしながら、職員会議を経て学校長が決定する。
 - イ、基本的には単年度設置とし、生徒の希望調査結果等を参考に、年度ごとに検討する。
 - ウ、新しい部の結成や廃部は保護者の意見をよく聞き、職員会議を経て、学校長が決定する。
- ③ 同好会は認めない。

4. 部活動への加入について

- ① 部活動へは、希望する者が加入することとし、他の部のかけ持ちが難しい部もあるので、両顧問とよく相談すること。
- ② 加入には、保護者の同意を必要とする。
- ③ 部活動の年度途中の変更は、認めないことを原則とする。止むを得ない場合の途中入退部等については、該当の部活顧問、担任、保護者が連絡・連携をとりながら対応し、職員会議で承認を得る。但し、1年生については、顧問・担任が事情を聞きとり、保護者の確認・同意の上で1学期中に1度限り、変更（転部・退部）を認める。

5. 活動時間等について

【部活動休養日の完全実施】

- ・毎週平日は、1日以上休養日を設定する。
- ・毎週土・日曜日、祝日は、1日以上休養日を設定する。
- ・学校閉庁日（夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日及びこれらと連続する土・日曜日、祝日）は部活動休養日とする。
- ・大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を設定すること。
- ・休養日は学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと。

【部活動の時間の制限】

- ・活動時間は、平日2時間程度（朝練習、自主練習の時間を含む）、土・日、祝日及び長期休業中は、大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿等を行う場合を除き、3時間で終了すること。

① 平日の部活動について

- ア、活動時間は、夏季最大 18:00、冬季最大 17:30 までとし、それ以降の活動について

- は、顧問と学校長が協議して決定する。
- イ. 朝練習は基本的には行わない。
- ウ. 生徒の健康上、課業機関（月～金）に1日休止日を設定する。
- ② 休日及び長期休業中の部活動について
 - ア. 活動時間は原則4時間以内とし、最も遅くても16:00には生徒を下校させる。
 - イ. 土日連日の活動は行わない。大会前等については、学校長の許可を得て連日活動することもある。
- ③ 定期テスト前の活動について
 - ア. テスト3日前から、部活動は停止する。
- ④ 職員会議等の会議日の時
 - ア. 原則的には会議日に活動を行わない。大会等が近い場合は、学校長の許可を得て活動すること。

6. 部活動推進にかかわる留意事項

- ① 【顧問の配置、部活動数について】各部の顧問は、本校職員が複数で担当することを原則とする。また、教員定数の増減に伴い、部活動数の変動があり得る。
- ② 【指導者】部活動は、指導者の監督の下に行う。特別な場合、学校長の許可を得て、外部指導者または部活動指導員を活用することができる。
- ③ 【活動の基本姿勢】部活動は、学校長の承認を得た年間計画・月間計画などに基づいて行う。各種計画は担当係および部活動顧問が保管する。
- ④ 【対外試合・練習試合・コンクールなどについて】
 - ア. 学校長が教育上必要と認めた場合に参加できる。部活動顧問は事前に学校長の許可を取る。
 - イ. 生徒の移送については、原則として公共交通機関を利用する。自家用車の公用使用に当たっては使用条件が満たされ、保護者の同意と校長の許可を得て使用する。
- ⑤ 【開設部外種目の大会引率について】開設部外種目の中体連大会（市内大会、全道大会等）への引率は、その都度、担当係を中心に協議する。
- ⑥ 【学校生活における部活動参加の位置付け】最も授業・学習活動を優先し、次に学級会活動、生徒会（委員会）活動、部活動の順位となる。
- ⑦ 【継続した所属】部活動は希望参加制とするが、積極的に参加することが望ましい。また、3年間継続して同じ部活動に参加することが望ましいが、廃部あるいは休部となる場合はその限りではない。
- ⑧ 【経費について】
 - ア. 部費とPTAからの補助により活動する。PTAからの補助についてはその規約に従う。
 - イ. 部費の管理については、保護者等と連携・協議し、適切に執行すること。但し、単年度決算とし、私費会計として校長の監査を受け、保護者に連絡する。
- ⑨ 【災害の補償について】
 - ア. スポーツ振興センターの災害共済給付が活用できるが、適用されない場合もある。（申請に際し、活動計画の提示を求められることが多い。）

7. 部活動保護者会について

- ア. 各部活動の運営に当たっては、その活動を円滑に進めることができるよう、保護者の協力を図るため、部活動保護者会を組織することが望ましい。

8. その他

- ① 部活動での宿泊練習は禁止とする。（協会や連盟の主催による宿泊練習は、保護者の責任において参加させること）
- ② 個別懇談期間中などの部活指導は別途、本校職員による巡回担当者を充てる。
- ③ 活動時間・下校時間・設備・備品の利用など、部活動に関する約束を守れない場合や、日常の学校生活におけるルール違反の継続や重大な品行不良や社会道徳に逸脱する行為があったときには、当該部活動を停止することがある。
- ④ 活動時の服装は、ジャージ、ユニフォームなど各部で決められた服装で参加する。
- ⑤ かばんなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らず下校する。
- ⑥ 更衣室は更衣のみに使用すること。
- ⑦ 顧問不在の場合は活動できない。
- ⑧ 用具の出し入れなどは、顧問の許可を得ること。
- ⑨ 活動終了後は、清掃、整備を行い、消灯、窓、非常口などの点検を行う。